

香川労働局発表
令和7年1月31日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

香川労働局 職業安定部 職業対策課
職業対策課長 新田 和人
高齢者対策担当官 姫野 見奈
電話 087-811-8923

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和6年10月末時点)

～外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに過去最高～

香川労働局は、令和6年10月末時点の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は14,428人で、前年比2,126人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高で、対前年増加率は17.3%と前年の19.7%から2.4ポイント下降。
- 外国人を雇用する事業所数は2,165所で、前年比185所増加し、届出義務化以降過去最高。
- 国籍別では、ベトナムが最も多く3,726人(外国人労働者数全体の25.8%)、次いでインドネシア2,951人(同20.5%)、フィリピン2,191人(同15.2%)の順。
- 在留資格別では、「技能実習」が6,357人で外国人労働者数全体の44.1%となっており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」4,635人(同32.1%)、「身分に基づく在留資格」が1,993人(同13.8%)の順。

※ 届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く)であり、数値は令和6年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

(添付資料)

- 別添1 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】(令和6年10月末時点)
- 別添2 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】(令和6年10月末時点)
- 別添3 香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況表一覧(令和6年10月末時点)

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況【概要版】

(令和6年10月末時点)

1 外国人労働者の状況

○労働者全体の状況について（本文1㉞）

外国人労働者数は14,428人。

前年比で2,126人増加し、届出が義務化された平成19年以降過去最高で、対前年増加率は17.3%と、前年の19.7%から2.4ポイント下降。

国籍別では、ベトナムが最も多く、3,726人（全体の25.8%）、次いでインドネシア2,951人（同20.5%）、フィリピン2,191人（同15.2%）の順。

在留資格別では、「技能実習」6,357人で、全体の44.1%となっており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」4,635人（同32.1%）、「身分に基づく在留資格」が1,993人（同13.8%）の順。

○国籍別の状況（本文2㉞）（[参考表-3]）

外国人労働者数 上位3か国

・ベトナム	3,726人	（全体の25.8%）	[前年比 8.5%増加]
・インドネシア	2,951人	（全体の20.5%）	[前年比 43.0%増加]
・フィリピン	2,191人	（全体の15.2%）	[前年比 14.5%増加]

増加率 上位3か国

・ミャンマー	1,068人	[前年比 47.1% (342人) 増加]
・インドネシア	2,951人	[前年比 43.0% (887人) 増加]
・ネパール	362人	[前年比 21.9% (65人) 増加]

○在留資格別の状況（本文3㉞）（[参考表-3]）

外国人労働者数 上位3資格

・技能実習	6,357人	（全体の44.1%）	[前年比 11.7%増加]
・専門的・技術的分野の在留資格	4,635人	（全体の32.1%）	[前年比 27.0%増加]
・身分に基づく在留資格	1,993人	（全体の13.8%）	[前年比 8.2%増加]

増加率 上位3資格

・資格外活動	935人	[前年比 38.3% (259人) 増加]
・専門的・技術的分野の在留資格	4,635人	[前年比 27.0% (984人) 増加]
・特定活動	508人	[前年比 14.9% (66人) 増加]

・平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は3,470人[別表9]

2 外国人を雇用する事業所の状況

○ 事業所全体の状況について（本文 1 ㉮）

外国人を雇用する事業所は 2,165 所。

前年比で 185 所 (9.3%) 増加し、届出が義務化された平成 19 年以降、過去最高。

○ 事業所規模別の状況（本文 5 ㉮、本文 8 ㉮）

外国人を雇用する事業所は、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 64.4% を占めている。同事業所で働く外国人労働者数は、外国人労働者全体の 45.6% である。

次いで、「30～99 人」規模の事業所が、事業所全体の 22.5%、外国人労働者全体の 29.3% である。

3 産業別の状況（本文 4 ㉮、本文 7 ㉮）

○ 外国人労働者、外国人を雇用する事業所ともに、「製造業」が最も多い。

○ 「製造業」は、外国人労働者全体の 43.9%、外国人を雇用する事業所全体の 30.5%、となっている。

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(令和6年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、「労働政策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表の数値は、令和6年10月末時点の香川労働局管内の届出件数を集計したものである。¹

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人を雇用している事業所の状況

- (1) 令和6年10月末時点で、外国人労働者数は14,428人、外国人を雇用する事業所は2,165所であった。これは令和5年10月末時点の12,302人、1,980所と比べ、2,126人(17.3%)、185所(9.3%)増加している。

外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数ともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最高。【別表2、参考表-1】

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く全体の43.9%となっている。【図7、別表4】

- (2) 労働者派遣・請負事業を行っている事業所は102所、当該事業所に就労する外国人労働者は823人で、それぞれ事業所全体の4.7%、外国人労働者全体の5.7%を占めている。

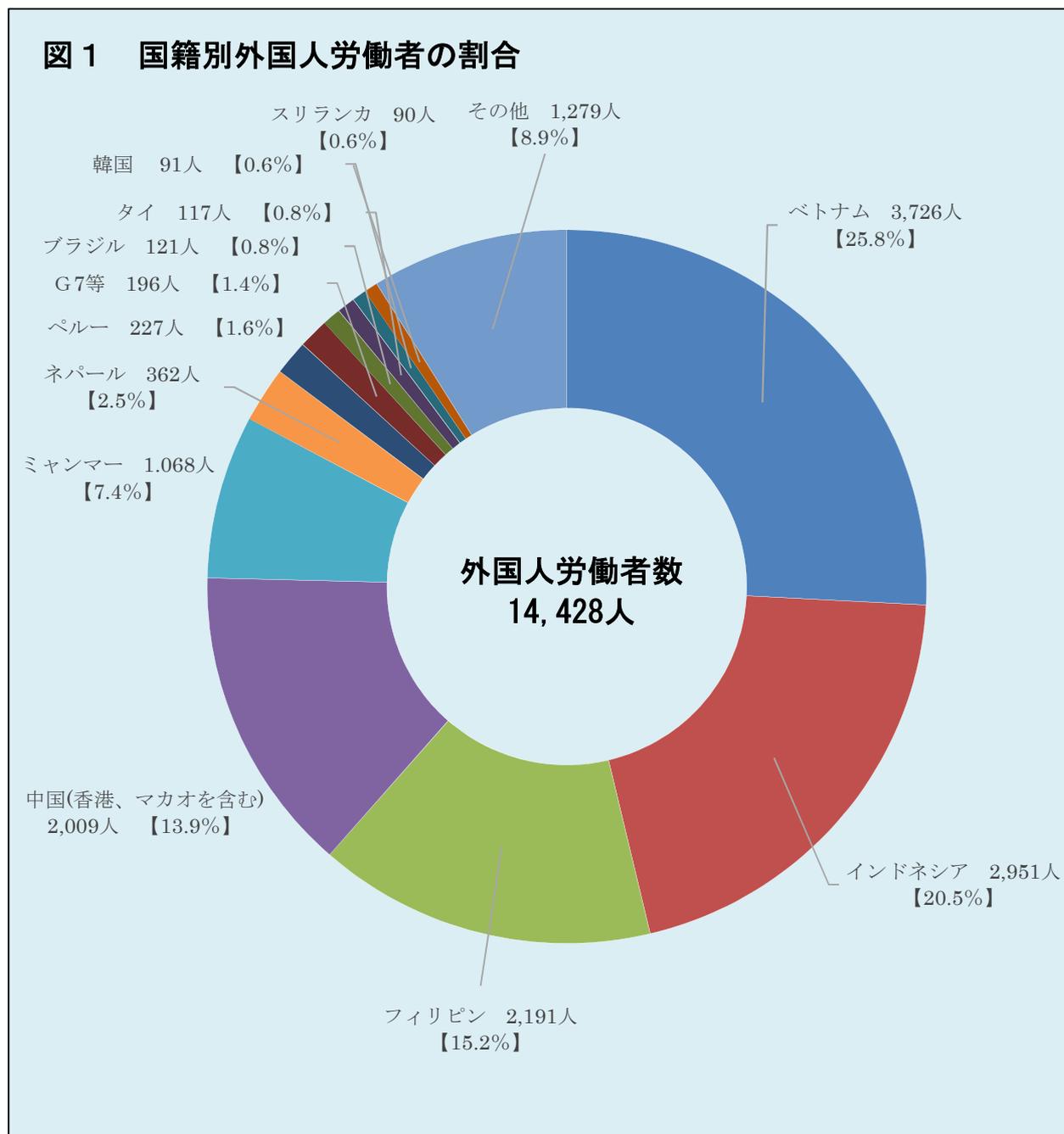
これは、令和5年10月末時点の98所、648人に対し、事業所数は4所(4.1%)、労働者数は175人(27.0%)の増加となっている。【別表2、参考表-1】

¹ 各図の数値は単位未満を、各図の割合の数値は小数点以下第2位を、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

2 外国人労働者の状況

(1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く3,726人であり、外国人労働者数全体の25.8%を占める。次いで、インドネシアが2,951人(同20.5%)、フィリピンが2,191人(同15.2%)、中国(香港、マカオを含む。以下同じ。)が2,009人(同13.9%)の順となっている。

ベトナムが前年比で293人(8.5%)、インドネシアが887人(同43.0%)、フィリピンは277人(同14.5%)増加、中国は3人(同0.1%)減少している。【図1、別表1、参考表-3】

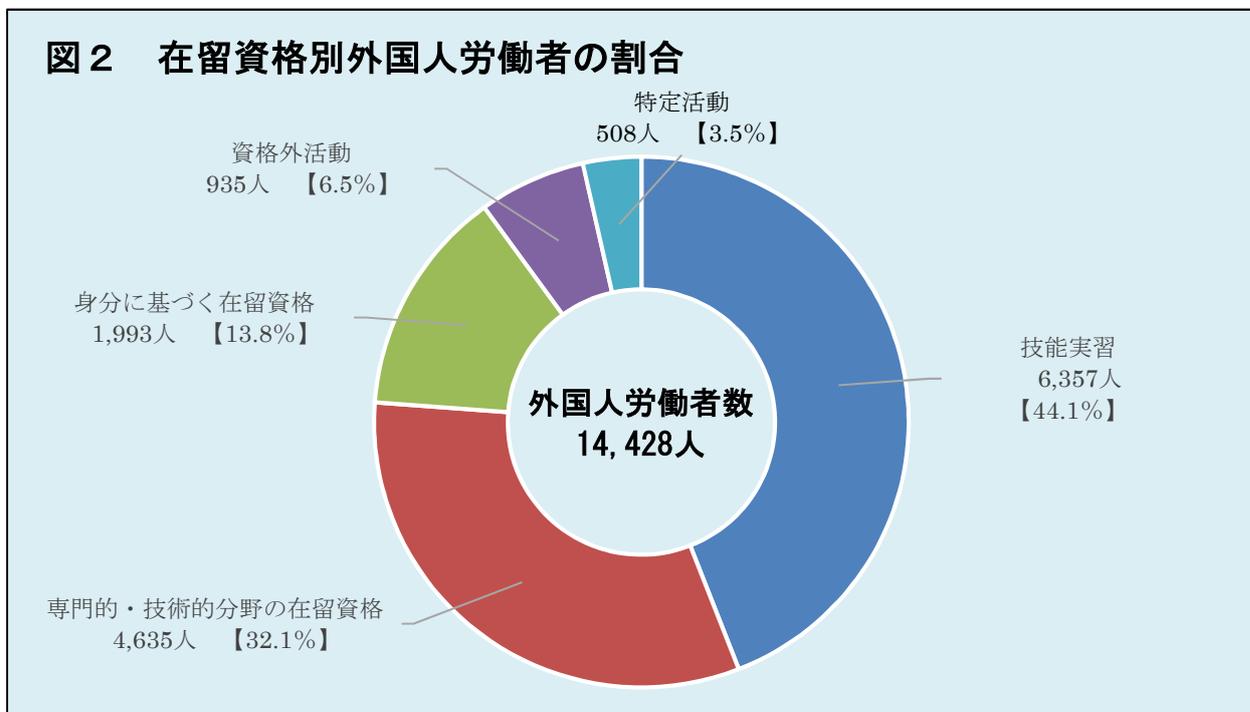


※ グラフ内の【 %】は、構成比を表している。

(2) 在留資格別にみると、「技能実習」は6,357人と外国人労働者数全体の44.1%を占めている。「専門的・技術的分野の在留資格²」が32.1%、次いで「身分に基づく在留資格³」が13.8%、「資格外活動⁴」が6.5%の順となっている。

「資格外活動」のうち、「留学」の外国人労働者は774人と前年比で221人(40.0%)増加している。

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」は3,470人⁵で同846人(32.2%)増加している。【図2、別表1、参考表-3】



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」が58.4%占めており、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」が29.3%を占めている。

インドネシアでは「技能実習」が49.6%、「専門的・技術的分野の在留資格」が42.1%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」が35.6%、「技能実習」が30.9%となっている。

中国では「専門的・技術的分野の在留資格」が43.1%、ミャンマーでは「技能実習」が71.6%、ネパールでは「資格外活動」が63.3%を占めている。

ペルー及びブラジルは「身分に基づく在留資格」の割合がそれぞれ99.1%、97.5%を占め、その内訳をみると「永住者」の割合が最も高くなっている。

G7等⁶では「専門的・技術的分野の在留資格」が49.0%、タイは「技能実習」が64.1%、韓国は「身分に基づく在留資格」68.1%を占めている。【別表1】

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

³ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

⁴ 「資格外活動の在留資格」には、留学生や家族滞在者のアルバイトなどが該当する。

⁵ 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

⁶ G7等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 安定所別・産業別・事業所規模別の外国人を雇用する事業所の状況

(1) 県内安定所別の割合をみると、高松が38.2%を占め、次いで丸亀23.3%、観音寺14.7%、坂出13.9%、さぬき6.7%、土庄3.2%の順となっている。【図3、別表2】

図3 安定所別外国人雇用事業所数

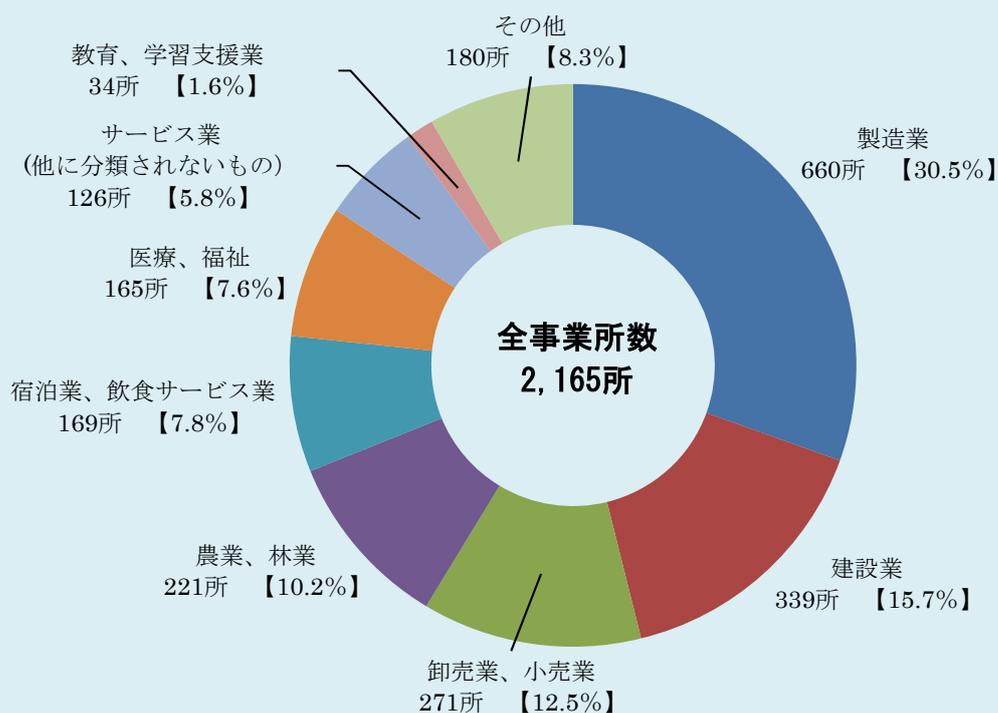


※令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意が必要。

(2) 産業別の割合をみると、「製造業」が30.5%を占め、「建設業」が15.7%、「卸売業、小売業」が12.5%の順となっている。

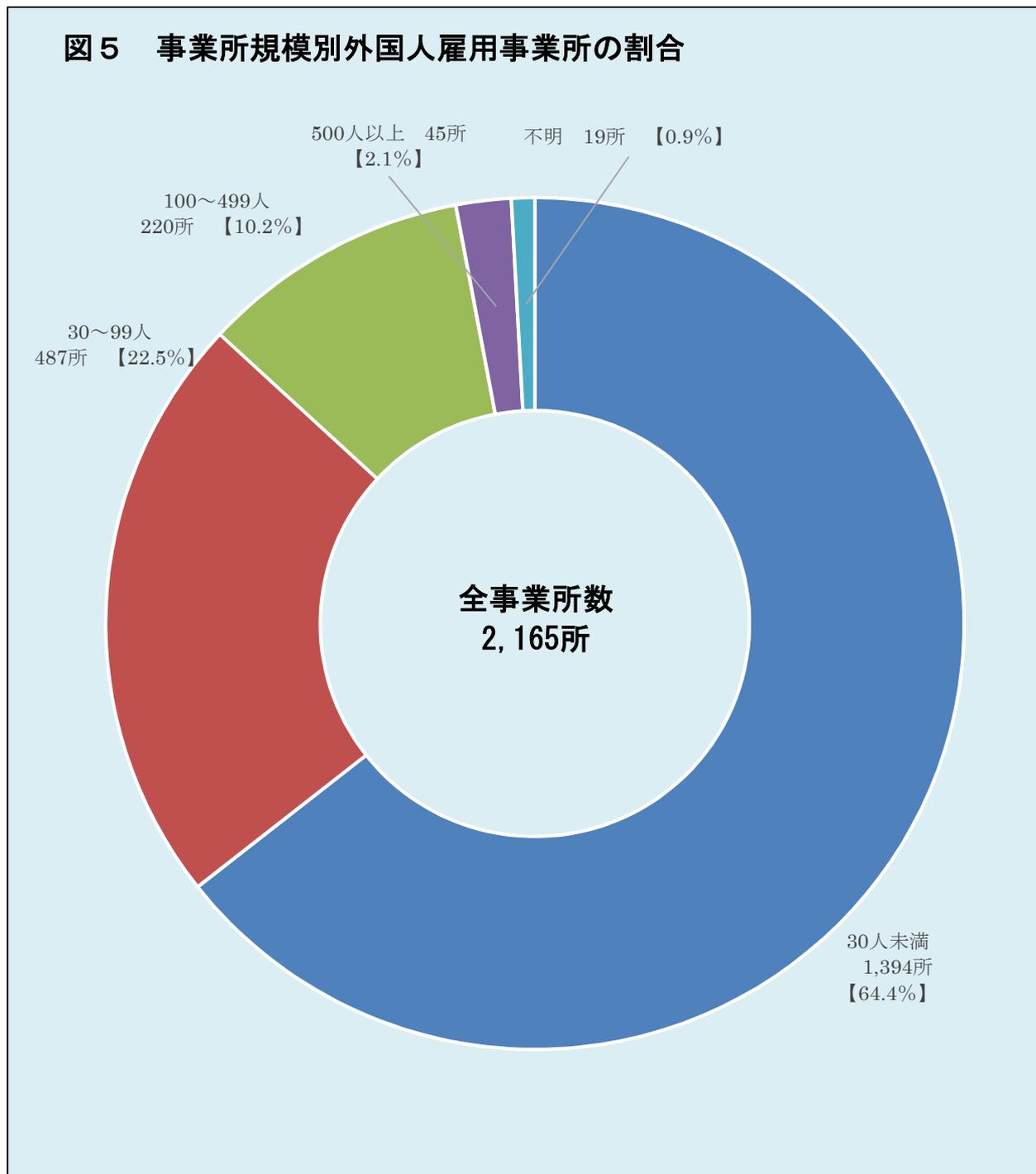
各産業の事業所数をみると、「建設業」は前年比で8.0%、「製造業」は同5.4%、「卸売業、小売業」は18.3%増加している。【図4、別表4、参考表-2】

図4 産業別外国人雇用事業所の割合



(3) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の64.4%を占めている。

事業所数は、「30人未満」規模の事業所では前年比117所(9.2%)、「30～99人」規模の事業所で45所(10.2%)、「100～499人」規模の事業所で17所(8.4%)、「500人以上」規模の事業所で1所(2.3%)増加している。【図5、別表8、参考表-2】

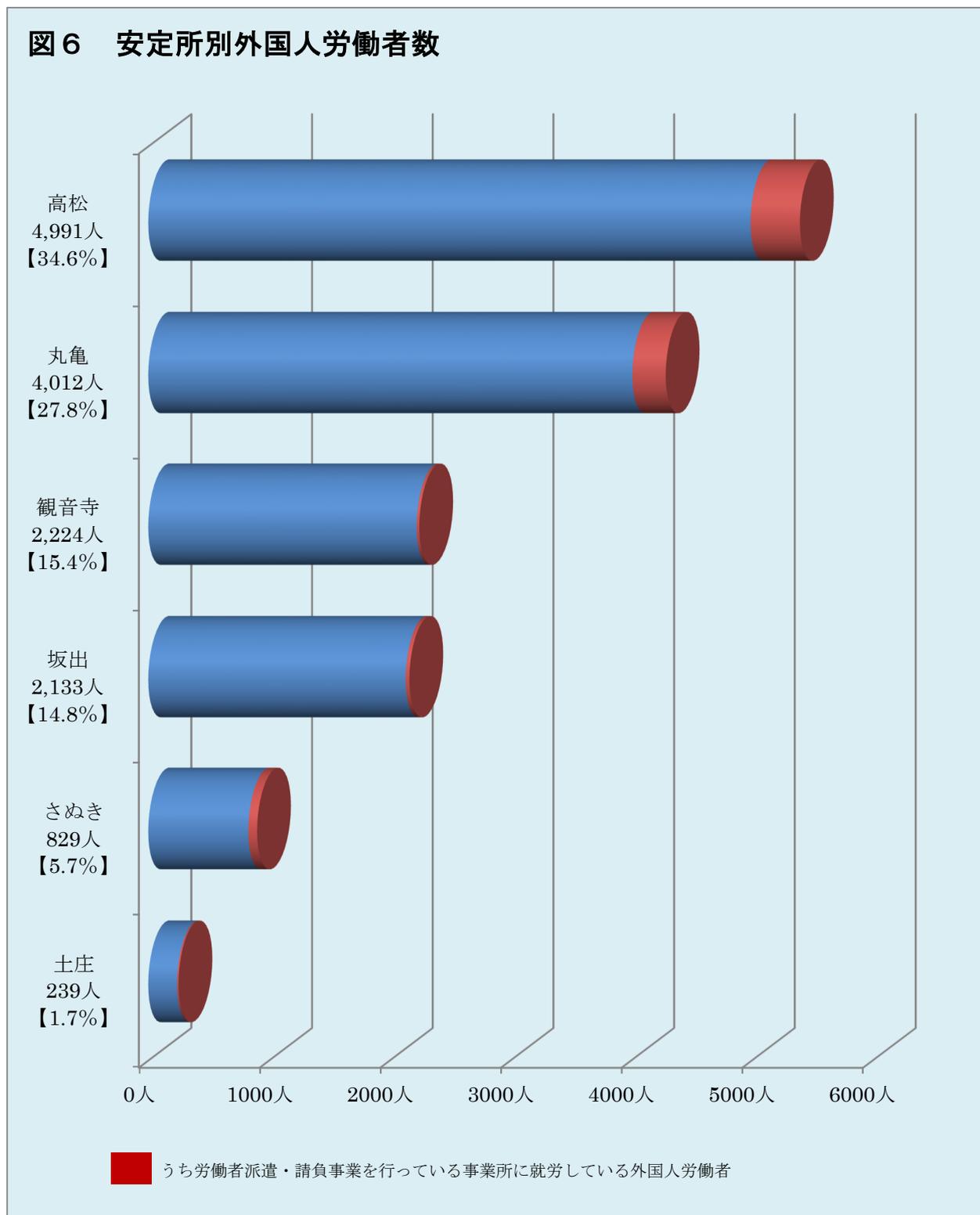


4 安定所別・産業別・事業所規模別の外国人労働者の状況

(1) 県内安定所別の割合をみると、高松 34.6%、丸亀 27.8%、観音寺 15.4%、坂出 14.8%、さぬき 5.7%、土庄 1.7%の順となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を見ると、さぬき 8.8%、高松 8.2%、丸亀 6.9%、土庄 5.0%、坂出 1.5%、観音寺 1.0%の順となっている。【図6、別表2】

図6 安定所別外国人労働者数



※令和5年10月1日から丸亀市飯山町及び綾歌町が坂出所から丸亀所に管轄変更されているため、数値の比較には留意が必要。

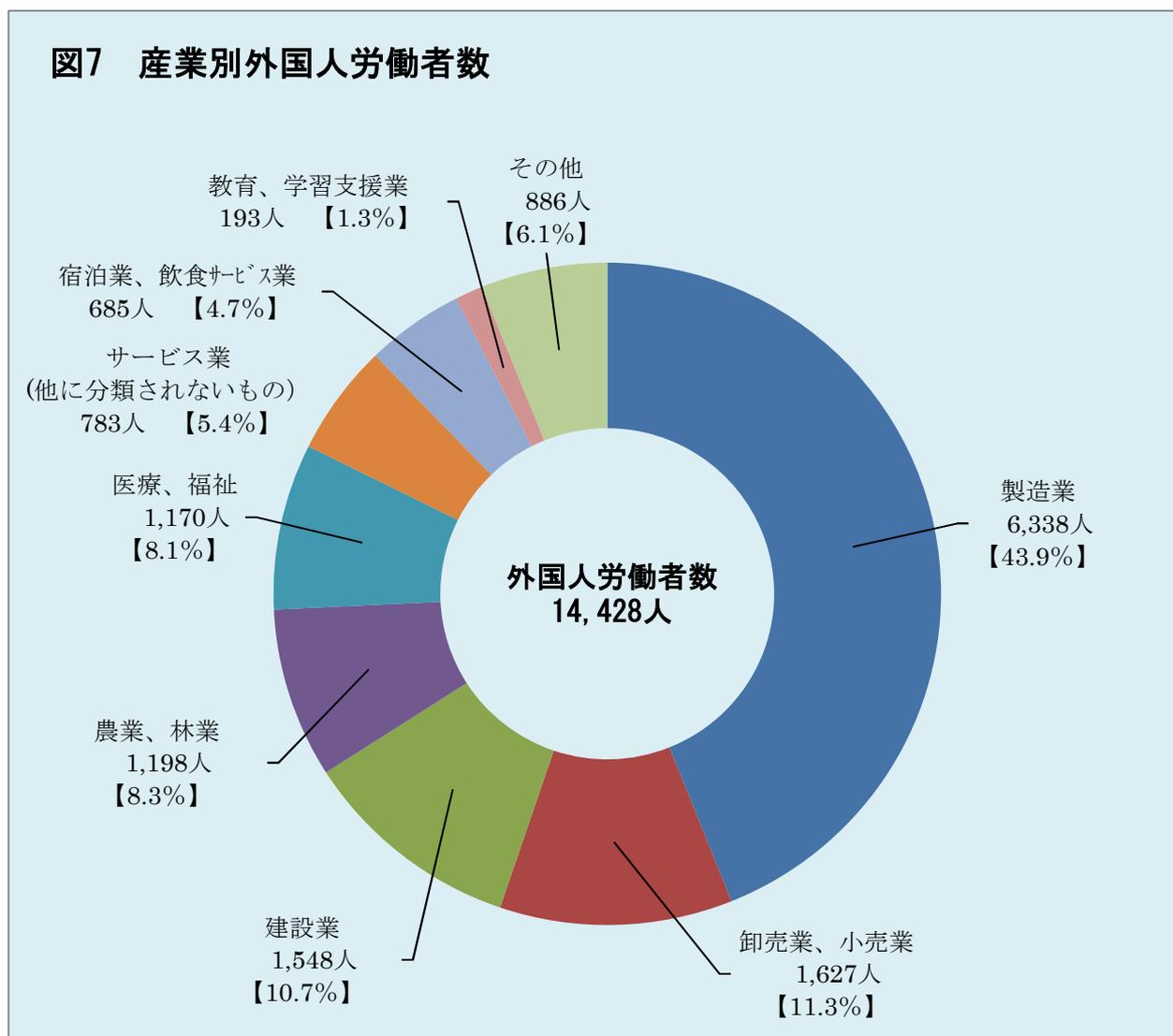
(2) 県内安定所別・在留資格別にみると、高松、坂出、観音寺、さぬき、土庄の安定所において「技能実習」が最も高い割合を占めており、特に観音寺では58.0%を占めている。

「技能実習」の労働者数が最も多いのは高松で1,898人、次いで丸亀1,494人、観音寺1,289人、坂出1,123人の順となっている。「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは土庄20.1% (48人)、高松18.0% (897人)、丸亀13.9% (556人)の順となっている。高松と丸亀の2所で、県内の「身分に基づく在留資格」の労働者数の4分の3近くを占めている。「資格外活動(留学)」は、高松が県内の8割近くを占めている。【別表3】

(3) 産業別構成比をみると、「製造業」が43.9%を占め、次いで「卸売業、小売業」が11.3%、「建設業」が10.7%、「農業」が8.3%、「医療、福祉」が8.1%、「サービス業(他に分類されないもの)」が5.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が4.7%となっている。【図7、別表4】

また、外国人労働者の5.7%が労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労しており、その28.3%は「製造業」の事業所である。【別表4】

図7 産業別外国人労働者数



- (4) 安定所別・産業別にみると、各所とも「製造業」の割合が最も高く、観音寺では 55.2%となっている。「製造業」で働く外国人労働者数が最も多いのは、丸亀 2,062 人、次いで高松 1,446 人、観音寺 1,227 人、坂出 1,087 人となっている。【別表 5】

在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」では、「製造業」43.9%、「卸売業、小売業」13.9%、「医療、福祉」8.6%、「建設業」8.1%、「宿泊業、飲食サービス業」4.2%となっている。

「技能実習」では、「製造業」49.2%、「建設業」16.7%となっている。

「資格外活動（留学）」では、「卸売業、小売業」30.5%、「宿泊業、飲食サービス業」26.6%、「医療、福祉」18.9%となっている。

「身分に基づく在留資格」では、「製造業」48.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」11.1%、「卸売業、小売業」9.8%となっている。【別表 6】

国籍別・産業別にみると、「製造業」の割合が高いのは、ペルー（71.8%）、ブラジル（59.5%）、フィリピン（55.9%）、ベトナム（51.3%）、インドネシア（46.2%）である。

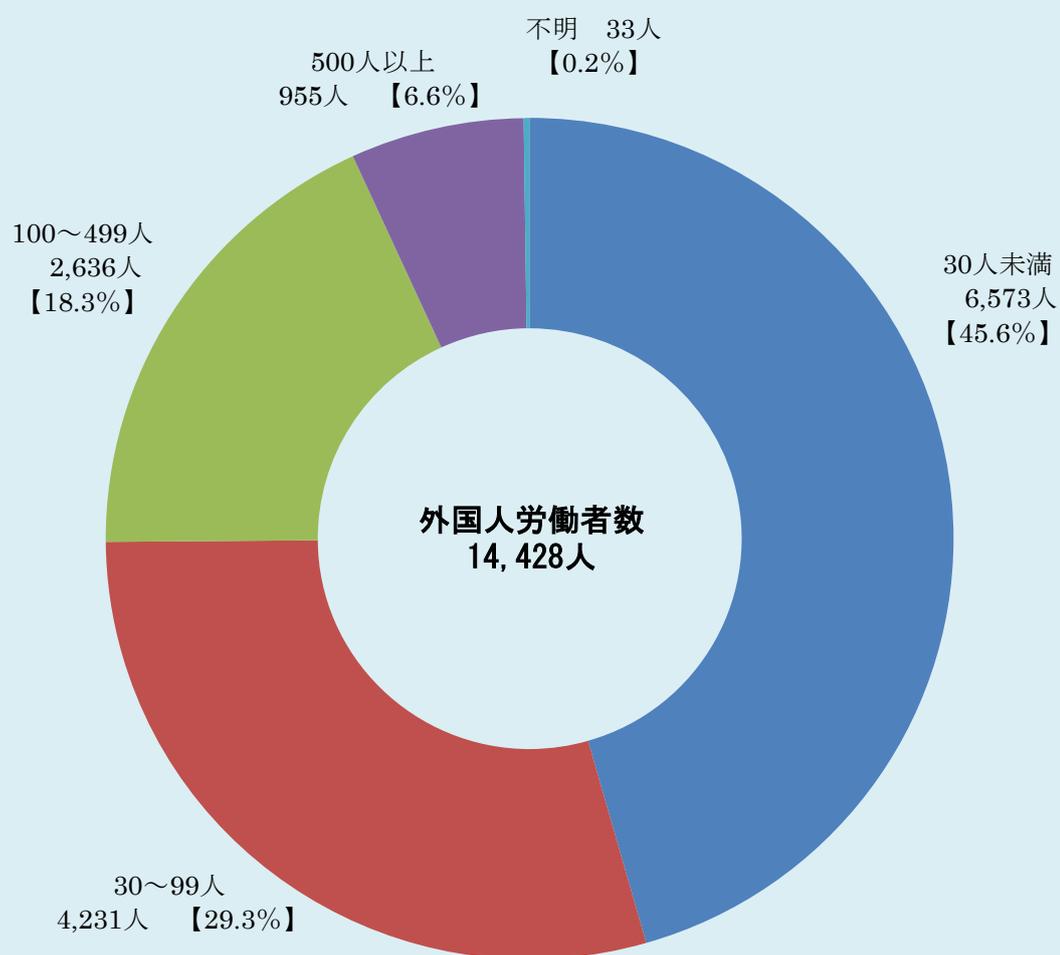
ネパールでは、「卸売業、小売業」が 32.9%で最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 24.9%となっている。G7 等⁷では、「教育、学習支援業」が 51.0%と最も高い割合となっている。

労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の構成比を国籍別に見ると、ネパールが 13.8%と最も高い。【別表 7】

- (5) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の 45.6%を占めている。次いで、「30～99 人事業所」が 29.3%、「100～499 人事業所」が 18.3%、「500 人以上事業所」が 6.6%となっている。【図 8、別表 8】

⁷ G7 等は、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

图8 事业所规模别外国人劳动者数



香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況表一覧

(令和6年10月末時点)

- [別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数
- [別表2] 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- [別表3] 安定所別・在留資格別外国人労働者数
- [別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- [別表5] 安定所別・産業別外国人労働者数
- [別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数
- [別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数
- [別表8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- [別表9] 安定所別・特定産業分野別外国人労働者数
(在留資格「特定技能」に限る)
- [参考表 - 1] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移
- [参考表 - 2] 外国人雇用事業所数 (産業別、事業所規模別)
- [参考表 - 3] 外国人労働者数 (在留資格別、国籍別)

【別表1】国籍別・在留資格別外国人労働者数（香川労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格(注2)			②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	うち技術・人文 知識・国際業務	うち特定技能			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等		うち定住者
全国籍計	14,428	4,635 (32.1%)	912 (6.3%)	3,470 (24.1%)	508 (3.5%)	6,357 (44.1%)	935 (6.5%)	774 (5.4%)	1,993 (13.8%)	1,131 (7.8%)	371 (2.6%)	72 (0.5%)	419 (2.9%)	0 (0.0%)
ベトナム	3,726 [25.8%]	1,090 (29.3%)	354 (9.5%)	699 (18.8%)	163 (4.4%)	2,177 (58.4%)	239 (6.4%)	193 (5.2%)	57 (1.5%)	20 (0.5%)	34 (0.9%)	2 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	2,009 [13.9%]	866 (43.1%)	171 (8.5%)	651 (32.4%)	45 (2.2%)	517 (25.7%)	82 (4.1%)	63 (3.1%)	499 (24.8%)	352 (17.5%)	77 (3.8%)	32 (1.6%)	38 (1.9%)	0 (0.0%)
フィリピン	2,191 [15.2%]	578 (26.4%)	30 (1.4%)	515 (23.5%)	83 (3.8%)	676 (30.9%)	74 (3.4%)	67 (3.1%)	780 (35.6%)	424 (19.4%)	98 (4.5%)	26 (1.2%)	232 (10.6%)	0 (0.0%)
ネパール	362 [2.5%]	102 (28.2%)	66 (18.2%)	20 (5.5%)	5 (1.4%)	15 (4.1%)	229 (63.3%)	173 (47.8%)	11 (3.0%)	3 (0.8%)	4 (1.1%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
インドネシア	2,951 [20.5%]	1,241 (42.1%)	29 (1.0%)	1,161 (39.3%)	121 (4.1%)	1,463 (49.6%)	81 (2.7%)	77 (2.6%)	45 (1.5%)	26 (0.9%)	16 (0.5%)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)
ブラジル	121 [0.8%]	2 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	118 (97.5%)	63 (52.1%)	18 (14.9%)	0 (0.0%)	37 (30.6%)	0 (0.0%)
ミャンマー	1,068 [7.4%]	243 (22.8%)	46 (4.3%)	189 (17.7%)	15 (1.4%)	765 (71.6%)	41 (3.8%)	37 (3.5%)	4 (0.4%)	1 (0.1%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
韓国	91 [0.6%]	20 (22.0%)	15 (16.5%)	0 (0.0%)	3 (3.3%)	0 (0.0%)	6 (6.6%)	5 (5.5%)	62 (68.1%)	40 (44.0%)	20 (22.0%)	0 (0.0%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)
タイ	117 [0.8%]	23 (19.7%)	6 (5.1%)	15 (12.8%)	2 (1.7%)	75 (64.1%)	3 (2.6%)	3 (2.6%)	14 (12.0%)	9 (7.7%)	5 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
スリランカ	90 [0.6%]	22 (24.4%)	18 (20.0%)	4 (4.4%)	1 (1.1%)	3 (3.3%)	56 (62.2%)	50 (55.6%)	8 (8.9%)	1 (1.1%)	6 (6.7%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ペルー	227 [1.6%]	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	225 (99.1%)	108 (47.6%)	12 (5.3%)	7 (3.1%)	98 (43.2%)	0 (0.0%)
G7等(注4)	196 [1.4%]	96 (49.0%)	65 (33.2%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	6 (3.1%)	91 (46.4%)	48 (24.5%)	43 (21.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	90 [0.6%]	61 (67.8%)	38 (42.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	0 (0.0%)	28 (31.1%)	19 (21.1%)	9 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちイギリス	37 [0.3%]	11 (29.7%)	6 (16.2%)	0 (0.0%)	2 (5.4%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	1 (2.7%)	23 (62.2%)	13 (35.1%)	10 (27.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1,279 [8.9%]	351 (27.4%)	111 (8.7%)	216 (16.9%)	66 (5.2%)	666 (52.1%)	117 (9.1%)	100 (7.8%)	79 (6.2%)	36 (2.8%)	35 (2.7%)	2 (0.2%)	6 (0.5%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： ①専門的・技術的分野の在留資格には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

〔別表 2〕 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和 6 年 10 月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注 3)	外国人労働者数			構成比 (注 3)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 2)	
総計	2,165	102	[4.7%]	100.0%	14,428	823	[5.7%]	100.0%
1 高松公共職業安定所	828	47	[5.7%]	38.2%	4,991	409	[8.2%]	34.6%
2 丸亀公共職業安定所	504	29	[5.8%]	23.3%	4,012	276	[6.9%]	27.8%
3 坂出公共職業安定所	300	7	[2.3%]	13.9%	2,133	31	[1.5%]	14.8%
4 観音寺公共職業安定所	318	3	[0.9%]	14.7%	2,224	22	[1.0%]	15.4%
5 さぬき公共職業安定所	146	12	[8.2%]	6.7%	829	73	[8.8%]	5.7%
6 土庄公共職業安定所	69	4	[5.8%]	3.2%	239	12	[5.0%]	1.7%

注 1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注 2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注 3：「構成比」欄は、事業所総数（総計）及び外国人労働者総数（総計）に対する当該地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が 100% にならない場合がある。

[別表3] 安定所別・在留資格別外国人労働者数（香川労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格（注2）				②特定活動（注3）	③技能実習	④資格外活動			⑤身分に基づく在留資格					⑥不明			
		計	構成比（注1）	うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能	構成比（注1）	構成比（注1）	計	構成比（注1）	うち留学	計	構成比（注1）	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等		うち定住者		
総数	14,428	4,635	(32.1%)	912	3,470	508	(3.5%)	6,357	(44.1%)	935	(6.5%)	774	1,993	(13.8%)	1,131	371	72	419	0
1 高松公共職業安定所	4,991	1,318	(26.4%)	467	738	163	(3.3%)	1,898	(38.0%)	715	(14.3%)	614	897	(18.0%)	557	154	25	161	0
2 丸亀公共職業安定所	4,012	1,755	(43.7%)	183	1,507	141	(3.5%)	1,494	(37.2%)	66	(1.6%)	47	556	(13.9%)	284	98	24	150	0
3 坂出公共職業安定所	2,133	548	(25.7%)	81	438	111	(5.2%)	1,123	(52.6%)	59	(2.8%)	43	292	(13.7%)	155	55	14	68	0
4 観音寺公共職業安定所	2,224	725	(32.6%)	104	601	44	(2.0%)	1,289	(58.0%)	29	(1.3%)	18	137	(6.2%)	65	34	6	32	0
5 さぬき公共職業安定所	829	219	(26.4%)	57	144	39	(4.7%)	448	(54.0%)	60	(7.2%)	51	63	(7.6%)	39	15	3	6	0
6 土庄公共職業安定所	239	70	(29.3%)	20	42	10	(4.2%)	105	(43.9%)	6	(2.5%)	1	48	(20.1%)	31	15	-	2	0

注1：（ ）内は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和6年10月末時点

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	2,165	102	[4.7%]	100.0%	14,428	823	[5.7%]	100.0%
A 農業、林業	221	2	[0.9%]	10.2%	1,198	16	[1.3%]	8.3%
うち 農業	221	2	[0.9%]	10.2%	1,198	16	[1.3%]	8.3%
B 漁業	3	0	[0.0%]	0.1%	12	0	[0.0%]	0.1%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	0	[0.0%]	0.2%	6	0	[0.0%]	0.0%
D 建設業	339	5	[1.5%]	15.7%	1,548	158	[10.2%]	10.7%
E 製造業	660	37	[5.6%]	30.5%	6,338	233	[3.7%]	43.9%
うち 食料品製造業	153	5	[3.3%]	7.1%	2,171	57	[2.6%]	15.0%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	2	0	[0.0%]	0.1%	3	0	[0.0%]	0.0%
うち 繊維工業	41	5	[12.2%]	1.9%	218	18	[8.3%]	1.5%
うち 金属製品製造業	124	7	[5.6%]	5.7%	925	25	[2.7%]	6.4%
うち 生産用機械器具製造業	30	2	[6.7%]	1.4%	444	30	[6.8%]	3.1%
うち 電気機械器具製造業	19	2	[10.5%]	0.9%	159	2	[1.3%]	1.1%
うち 輸送用機械器具製造業	138	11	[8.0%]	6.4%	1,406	68	[4.8%]	9.7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	[100.0%]	0.0%	1	1	[100.0%]	0.0%
G 情報通信業	12	0	[0.0%]	0.6%	16	0	[0.0%]	0.1%
H 運輸業、郵便業	48	4	[8.3%]	2.2%	167	35	[21.0%]	1.2%
I 卸売業、小売業	271	7	[2.6%]	12.5%	1,627	24	[1.5%]	11.3%
J 金融業、保険業	4	1	[25.0%]	0.2%	11	1	[9.1%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	11	0	[0.0%]	0.5%	38	0	[0.0%]	0.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業	20	1	[5.0%]	0.9%	188	4	[2.1%]	1.3%
M 宿泊業、飲食サービス業	169	2	[1.2%]	7.8%	685	4	[0.6%]	4.7%
うち 宿泊業	35	1	[2.9%]	1.6%	194	1	[0.5%]	1.3%
うち 飲食店	131	1	[0.8%]	6.1%	486	3	[0.6%]	3.4%
N 生活関連サービス業、娯楽業	31	1	[3.2%]	1.4%	305	3	[1.0%]	2.1%
O 教育、学習支援業	34	2	[5.9%]	1.6%	193	6	[3.1%]	1.3%
P 医療、福祉	165	2	[1.2%]	7.6%	1,170	3	[0.3%]	8.1%
うち 医療業	46	1	[2.2%]	2.1%	176	1	[0.6%]	1.2%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	119	1	[0.8%]	5.5%	994	2	[0.2%]	6.9%
Q 複合サービス事業	28	1	[3.6%]	1.3%	85	3	[3.5%]	0.6%
R サービス業（他に分類されないもの）	126	34	[27.0%]	5.8%	783	309	[39.5%]	5.4%
うち 自動車整備業	19	0	[0.0%]	0.9%	52	0	[0.0%]	0.4%
うち 職業紹介・労働者派遣業	30	27	[90.0%]	1.4%	299	246	[82.3%]	2.1%
うち その他の事業サービス業	44	6	[13.6%]	2.0%	333	60	[18.0%]	2.3%
S 公務（他に分類されるものを除く）	17	2	[11.8%]	0.8%	56	23	[41.1%]	0.4%
T 分類不能の産業	1	0	[0.0%]	0.0%	1	0	[0.0%]	0.0%

注1： 産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2： 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3： 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4： 「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表5] 安定所別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分 類されないもの）	
			構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）
総数	14,428	1,548	10.7%	6,338	43.9%	16	0.1%	1,627	11.3%	685	4.7%	193	1.3%	1,170	8.1%	783	5.4%
1 高松公共職業安定所	4,991	698	14.0%	1,446	29.0%	13	0.3%	761	15.2%	415	8.3%	143	2.9%	481	9.6%	550	11.0%
2 丸亀公共職業安定所	4,012	457	11.4%	2,062	51.4%	3	0.1%	520	13.0%	179	4.5%	20	0.5%	187	4.7%	116	2.9%
3 坂出公共職業安定所	2,133	210	9.8%	1,087	51.0%	-	0.0%	112	5.3%	43	2.0%	5	0.2%	216	10.1%	83	3.9%
4 観音寺公共職業安定所	2,224	107	4.8%	1,227	55.2%	-	0.0%	156	7.0%	18	0.8%	23	1.0%	51	2.3%	29	1.3%
5 さぬき公共職業安定所	829	57	6.9%	410	49.5%	-	0.0%	56	6.8%	8	1.0%	2	0.2%	196	23.6%	3	0.4%
6 土庄公共職業安定所	239	19	7.9%	106	44.4%	-	0.0%	22	9.2%	22	9.2%	-	0.0%	39	16.3%	2	0.8%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
			構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)
総数	14,428	1,548	10.7%	6,338	43.9%	16	0.1%	1,627	11.3%	685	4.7%	193	1.3%	1,170	8.1%	783	5.4%
①専門的・技術的分野の 在留資格（注3）	4,635	375	8.1%	2,034	43.9%	10	0.2%	643	13.9%	196	4.2%	68	1.5%	400	8.6%	180	3.9%
うち技術・人文知識・国際業務	912	83	9.1%	302	33.1%	7	0.8%	142	15.6%	78	8.6%	53	5.8%	12	1.3%	124	13.6%
うち特定技能	3,470	281	8.1%	1,658	47.8%	2	0.1%	495	14.3%	79	2.3%	-	0.0%	327	9.4%	53	1.5%
②特定活動（注4）	508	34	6.7%	157	30.9%	1	0.2%	19	3.7%	53	10.4%	2	0.4%	174	34.3%	10	2.0%
③技能実習	6,357	1,060	16.7%	3,130	49.2%	0	0.0%	497	7.8%	47	0.7%	-	0.0%	346	5.4%	234	3.7%
④資格外活動	935	8	0.9%	58	6.2%	2	0.2%	272	29.1%	247	26.4%	33	3.5%	151	16.1%	138	14.8%
うち留学	774	6	0.8%	30	3.9%	2	0.3%	236	30.5%	206	26.6%	31	4.0%	146	18.9%	106	13.7%
⑤身分に基づく在留資格	1,993	71	3.6%	959	48.1%	3	0.2%	196	9.8%	142	7.1%	90	4.5%	99	5.0%	221	11.1%
うち永住者	1,131	37	3.3%	471	41.6%	3	0.3%	121	10.7%	85	7.5%	65	5.7%	67	5.9%	141	12.5%
うち日本人の配偶者等	371	15	4.0%	164	44.2%	0	0.0%	39	10.5%	25	6.7%	24	6.5%	26	7.0%	38	10.2%
うち永住者の配偶者等	72	3	4.2%	45	62.5%	0	0.0%	6	8.3%	7	9.7%	-	0.0%	-	0.0%	6	8.3%
うち定住者	419	16	3.8%	279	66.6%	0	0.0%	30	7.2%	25	6.0%	1	0.2%	6	1.4%	36	8.6%
⑥不明	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転動」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（香川労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		うち派遣・請負事業所	[比率] (注2)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)
全国籍計	14,428	823	5.7%	1,548	10.7%	6,338	43.9%	16	0.1%	1,627	11.3%	685	4.7%	193	1.3%	1,170	8.1%	783	5.4%
ベトナム	3,726	162	4.3%	547	14.7%	1,911	51.3%	-	0.0%	402	10.8%	125	3.4%	8	0.2%	249	6.7%	159	4.3%
中国 (香港、マカオを含む)	2,009	79	3.9%	42	2.1%	844	42.0%	7	0.3%	526	26.2%	76	3.8%	33	1.6%	56	2.8%	72	3.6%
フィリピン	2,191	211	9.6%	169	7.7%	1,224	55.9%	3	0.1%	186	8.5%	89	4.1%	9	0.4%	157	7.2%	191	8.7%
ネパール	362	50	13.8%	12	3.3%	30	8.3%	1	0.3%	119	32.9%	90	24.9%	3	0.8%	39	10.8%	61	16.9%
インドネシア	2,951	116	3.9%	488	16.5%	1,364	46.2%	1	0.0%	178	6.0%	81	2.7%	-	0.0%	421	14.3%	82	2.8%
ブラジル	121	12	9.9%	16	13.2%	72	59.5%	-	0.0%	9	7.4%	5	4.1%	1	0.8%	2	1.7%	7	5.8%
ミャンマー	1,068	66	6.2%	178	16.7%	386	36.1%	-	0.0%	48	4.5%	55	5.1%	-	0.0%	206	19.3%	126	11.8%
韓国	91	11	12.1%	5	5.5%	15	16.5%	2	2.2%	12	13.2%	17	18.7%	12	13.2%	11	12.1%	7	7.7%
タイ	117	2	1.7%	-	0.0%	13	11.1%	-	0.0%	7	6.0%	3	2.6%	1	0.9%	1	0.9%	9	7.7%
スリランカ	90	7	7.8%	4	4.4%	3	3.3%	1	1.1%	26	28.9%	31	34.4%	1	1.1%	4	4.4%	16	17.8%
ペルー	227	16	7.0%	14	6.2%	163	71.8%	1	0.4%	6	2.6%	11	4.8%	2	0.9%	1	0.4%	14	6.2%
G7等(注4)	196	22	11.2%	2	1.0%	23	11.7%	-	0.0%	3	1.5%	13	6.6%	100	51.0%	8	4.1%	3	1.5%
うちアメリカ	90	13	14.4%	-	0.0%	6	6.7%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	55	61.1%	3	3.3%	2	2.2%
うちイギリス	37	5	13.5%	1	2.7%	2	5.4%	-	0.0%	2	5.4%	3	8.1%	19	51.4%	-	0.0%	-	0.0%
その他	1,279	69	5.4%	71	5.6%	290	22.7%	-	0.0%	105	8.2%	89	7.0%	23	1.8%	15	1.2%	36	2.8%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所〔比率〕」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（香川労働局）

令和 6 年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数		
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・請負事 業所(注3)	
全事業所規模計	2,165	102	[4.7%]	100.0%	14,428	823	[5.7%]	100.0%	6.7	8.1	
事業所 労働者 数	30人未満	1,394	49	[3.5%]	64.4%	6,573	488	[7.4%]	45.6%	4.7	10.0
	30～99人	487	28	[5.7%]	22.5%	4,231	165	[3.9%]	29.3%	8.7	5.9
	100～499人	220	19	[8.6%]	10.2%	2,636	108	[4.1%]	18.3%	12.0	5.7
	500人以上	45	6	[13.3%]	2.1%	955	62	[6.5%]	6.6%	21.2	10.3
	不明	19	-	[0.0%]	0.9%	33	-	[0.0%]	0.2%	1.7	0.0

注1： 「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2： 「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3： 「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4： 「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表9] 安定所別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（香川労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	特定産業 分野（注） 計	介護	ビルクリー ニング	工業製品 製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	3,470	340	26	392	338	1,257	52	0	13	320	21	621	90
1 高松公共職業安定所	738	148	21	172	105	79	35	0	1	39	14	89	35
2 丸亀公共職業安定所	1,507	45	3	107	135	1,067	8	0	12	50	0	47	33
3 坂出公共職業安定所	438	57	2	14	49	97	2	0	0	36	0	173	8
4 観音寺公共職業安定所	601	23	0	56	42	14	3	0	0	183	4	268	8
5 さぬき公共職業安定所	144	47	0	43	5	0	4	0	0	12	3	26	4
6 土庄公共職業安定所	42	20	0	0	2	0	0	0	0	0	0	18	2

注： 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（令和6年法務省令第46号）において定められた16分野をいう。

なお、令和6年9月30日付けで特定技能1号の分野の追加（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）及び分野名の変更（「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から「工業製品製造業」）が行われている。

[参考表－1] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

(単位：所、人、%)

	事業所数		対前年 増減比	外国人労働者数			対前年 増減比	
		()			男性	女性		
令和3年	1,896	(102)	6.7	9,955	(779)	5,592	4,363	▲4.5
令和4年	1,845	(95)	▲2.7	10,274	(692)	5,941	4,333	3.2
令和5年	1,980	(98)	7.3	12,302	(648)	7,408	4,894	19.7
令和6年	2,165	(102)	9.3	14,428	(823)	8,753	5,675	17.3

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2：()内は、各年10月末時点における事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び同事業所に就業している外国人労働者数を示す。割合の数値は小数点以下第2位を四捨五入している。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考表－2] 外国人雇用事業所数（産業別、事業所規模別）

(単位：所、%)

		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
			対前年 増減比		対前年 増減比		対前年 増減比		対前年 増減比
事業所総数		1,896	6.7	1,845	▲2.7	1,980	7.3	2,165	9.3
産業別	建設業	282	11.5	285	1.1	314	10.2	339	8.0
	製造業	595	0.2	577	▲3.0	626	8.5	660	5.4
	情報通信業	14	7.7	11	▲21.4	10	▲9.1	12	20.0
	卸売業、小売業	238	11.2	221	▲7.1	229	3.6	271	18.3
	宿泊業、飲食サービス業	144	13.4	129	▲10.4	140	8.5	169	20.7
	教育、学習支援業	33	0.0	32	▲3.0	33	3.1	34	3.0
	医療、福祉	129	30.3	142	10.1	152	7.0	165	8.6
	サービス業（他に分類 されないもの）	131	9.2	123	▲6.1	123	0.0	126	2.4
	その他	330	1.9	325	▲1.5	353	8.6	389	10.2
事業所規模別	30人未満	1,230	7.0	1,185	▲3.7	1,277	7.8	1,394	9.2
	30～99人	407	7.1	417	2.5	442	6.0	487	10.2
	100～499人	198	4.8	193	▲2.5	203	5.2	220	8.4
	500人以上	52	4.0	37	▲28.8	44	18.9	45	2.3
	不明	9	12.5	13	44.4	14	7.7	19	35.7

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2：本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考表-3] 外国人労働者数（在留資格別、国籍別）

（単位：人、％）

		令和3年	対前年 増減比	令和4年	対前年 増減比	令和5年	対前年 増減比	令和6年	対前年 増減比
外国人労働者総数		9,955	▲ 4.5	10,274	3.2	12,302	19.7	14,428	17.3
在留 資格 別	専門的・技術的分野の在留資格	1,406	59.8	2,386	69.7	3,651	53.0	4,635	27.0
	うち技術・人文知識・国際業務	726	8.4	703	▲ 3.2	821	16.8	912	11.1
	うち特定技能	514	869.8	1,489	189.7	2,624	76.2	3,470	32.2
	特定活動	527	3.1	523	▲ 0.8	442	▲ 15.5	508	14.9
	技能実習	5,221	▲ 16.8	4,887	▲ 6.4	5,691	16.5	6,357	11.7
	資格外活動	830	▲ 7.4	661	▲ 20.4	676	2.3	935	38.3
	うち留学	732	▲ 9.2	561	▲ 23.4	553	▲ 1.4	774	40.0
	身分に基づく在留資格	1,971	6.0	1,817	▲ 7.8	1,842	1.4	1,993	8.2
	うち永住者	1,091	7.7	1,011	▲ 7.3	1,032	2.1	1,131	9.6
	うち日本人の配偶者等	404	▲ 3.8	355	▲ 12.1	353	▲ 0.6	371	5.1
	うち永住者の配偶者	59	25.5	57	▲ 3.4	65	14.0	72	10.8
	うち定住者	417	9.7	394	▲ 5.5	392	▲ 0.5	419	6.9
	不明	0		0		0		0	
国 籍 別	ベトナム	3,271	2.7	3,051	▲ 6.7	3,433	12.5	3,726	8.5
	中国（香港、マカオを含む）	2,171	▲ 22.0	1,905	▲ 12.3	2,012	5.6	2,009	▲ 0.1
	フィリピン	1,451	▲ 2.0	1,605	10.6	1,914	19.3	2,191	14.5
	ネパール	209	13.0	238	13.9	297	24.8	362	21.9
	インドネシア	911	0.7	1,343	47.4	2,064	53.7	2,951	43.0
	ブラジル	121	▲ 6.9	105	▲ 13.2	103	▲ 1.9	121	17.5
	ミャンマー	514	16.6	559	8.8	726	29.9	1,068	47.1
	韓国	105	6.1	79	▲ 24.8	79	0.0	91	15.2
	タイ	81	▲ 12.9	75	▲ 7.4	104	38.7	117	12.5
	スリランカ	22	4.8	21	▲ 4.5	44	109.5	90	104.5
	ペルー	205	16.5	205	0.0	219	6.8	227	3.7
	G7等	177	2.9	176	▲ 0.6	184	4.5	196	6.5
	うちアメリカ	84	1.2	87	3.6	86	▲ 1.1	90	4.7
	うちイギリス	28	7.7	28	0.0	35	25.0	37	5.7
その他	717	▲ 7.4	912	27.2	1,123	23.1	1,279	13.9	

注1：各年10月末時点。